

一般社団法人 コミュニティマネジメント協会（CMA）

会 員 規 則

（総 則）

第1条 一般社団法人 コミュニティマネジメント協会（以下「本会」という）の会員資格並びに入退会に関する事項は、定款に定めるもの他、この規則による。

（正会員）

第2条 本会の正会員は、定款に定める目的、公的
目的事業に賛同するもので、定款第9条に定める
入会手続きを行い、理事会において入会を認めら
れた者とする。

（入 会）

第3条 本会の正会員になろうとする者の入会申込みについては、次の各号による。

- (1) 所定の入会申込書に必要資料を添え、本会の事務局に提出する。
- (2) 本会正会員2名以上の推薦を必要とする。
- (3) 本会正会員の資格は、所定の入会金及び会費の納入により発生する。

（入会金及び会費）

第4条 正会員の入会金、年会費については、次の各号による。

- (1) 入会金は1万円とする。
- (2) 年会費は1万2千円とする。
- (3) 会費について、毎年度当初に本会事務局からの請求に基づき、納入する。

（休 会）

第5条 正会員は病気その他の事情により長期に業務が行なえない等やむをえない事情があると認められる場合は、次の各号により休会することができる。

- (1) 休会の期間は原則として1年とする。
ただし、必要に応じ休会の期間を更新することができるが、3年を限度とする。
- (2) 休会中は正会員としての権利の行使ができない。
- (3) 休会中は会費の支払いを免除する。
- (4) 休会を希望する者は、所定の届けを事務局に提出し理事会の承認を得る。

2 前項により休会した者は、いつでも復会の申出をすることが出来、その処理は前項第4号に準じる。

（退 会）

第6条 正会員が退会しようとする場合は、次の各号による。

- (1) 所定の退会届を事務局に提出する。
- (2) 会費未納の正会員の退会届は、その会費が完納

されるまで受理しない。

ただし、退会届提出時の属する期の直前半期分までの会費が納入されるときは、前号の退会とみなす。

（再入会）

第7条 本会を退会した者の再入会については、第4条の規定を準用する他、次の各号による。

- (1) 定款第11条第2号、第3号、第5号により資格を喪失した者は、その喪失理由が解消されたことを証明しなければならない。
- (2) 定款第11条第4号により資格を喪失した者は、その滞納金を弁済した後でなければ再入会申込みを行なえない。

（異 動）

第8条 正会員の勤務先、居住地等に変更があった場合は、所定の書式により異動届を事務局に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、理事会決議により改正することができる。